令和３年度第１回木更津市建築審査会　会議録

日時　令和３年４月２１日（水）　午後２時００分から

場所　木更津市役所駅前庁舎　８階会議室２

出席者　石渡委員、家永委員、湯谷委員、髙橋委員

事務局（都市整備部次長、建築指導課長、建築審査係長、建築審査係、建築指導係）

傍聴人　０名

１　案件

案件１　法第４８条第１１項の許可について

２　議事録

（事務局）委員４名の出席があり、開催の条件を満たしていることを報告した。

案件１（同意案件）

工場（ウレタン断熱サンドイッチパネル製造）

※準工業地域での合成樹脂の製造

処分庁から建築基準法第４８条第１１項による許可の同意についての説明があった。

【質疑応答】

（委員）　現在、計画敷地の管理は誰が行っているのか。

（処分庁）　計画敷地は申請者が取得予定であり、現在は民間企業が所有・管理している。

（委員）　区画整理時から現在の所有者だったのか。

（処分庁）　経緯は不明だが、現在は民間企業所有である。また、現在開発行為の申請が提出されている。

（委員）　　本来、準工業地域では合成樹脂（ウレタン断熱サンドイッチパネル）の製造は認められないが、今回の申請は、安全上、防火上、やむをえないと判断できるのか。

（処分庁）　　原材料や製造工程についての資料をもって市消防本部に確認したが、今回申請の原料及び数量から危険性は低いと確認している。

（委員）　　合成樹脂製造時に発生する臭気（アミン）について、どの程度か。

（処分庁）　　公聴会での申請者の説明によると新品の自動車内の臭気程度であり、製造時に発生するものの、製造後の放出はほとんどないとのことだった。また、今回申請については密閉された状態での製造であり、放出量も少なく、局所換気によって換気がおこなわれるため、敷地外への臭気の影響はないものと考えられる。また、申請者からは、海外で同形式の製造機械が数百機運用されているが、大きな事故はこれまでのところ報告されていないと聞いている。

（委員）　　製造時に発生する従来品より温室効果の少ないガスとはなにか。

（処分庁）　　ＨＦＯ（ハイドロフルオロオレフィン）であり、従来に比べてオゾン層を破壊しないことに加え、温室効果が小さいガスである。

（委員）　　製造工程のどの部分で発生するのか。

（処分庁）　　合成樹脂の材料を混合・攪拌（ウレタン生成）する際に発生する。

（委員）　　その際にはＨＦＯだけでなくＣＯ２も発生するのか。

（処分庁）　　そのとおりである。

（委員）　　原材料の敷地内搬入経路どのようになっているか。

（処分庁）　　タンクローリーが敷地南東の出入り口から進入して、計画建物の南側から時計回りに迂回し、計画建物北側に位置する危険物倉庫（建屋内）の貯蔵タンクに直接搬入する。

（委員）　　原材料の出荷元及び敷地外の搬入経路はどのようになっているか。

（処分庁）　　工業地帯のある北方面より主要地方道等を経由して搬入されると考えられる。

（委員）　　運搬時の安全性（事故・災害時の危険性）についてはどうか。

（処分庁）　今回申請の原材料は平常時において、引火性・爆発性のない第四石油類となっており、特別に危険性の高い材料ではないと考えている。

（委員）　了解した。

【採決】

案件１について採決を行い。全会一致で同意された。